

年末調整のご準備をお願いします！

今年も早いもので、年末調整を行う時期が近づいて参りました。

今月中には、お手元に保険料控除証明書や国民年金の控除証明書などが郵送で送られてきます。毎年のことではありますが、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」や「給与所得者の保険料控除申告書(マル保)」などの書類と合わせて、11月初旬頃までにはご準備をお願いいたします。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。所定の申告書への記載や証明書等に漏れが無いように、ご用意いただきますようお願いいたします。

◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が、1年間(1月～12月)に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、収入金額が2,000万円超の方、2ヶ所から給与をもらっている方や非居住者の方などは対象となりませんので、別途確定申告が必要になります。

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が、103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。)
- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の住所も有しない人をいいます。)

CONTENTS

年末調整のご準備をお願いします！	P.1
年末調整の必要書類	P.2
年末調整の変更点	P.2
8月の企業倒産が、 コロナ後で最大の54%増	P.3
「年収の壁」問題	P.4
ステルスマーケティングの 規制開始	P.4
テレワークの実施状況	P.5
10月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
[ASAKのX\(旧ツイッター\)](#)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



年末調整に関するお知らせ

- 弊所に対して、年末調整業務の委託をして頂いているお客様には、別途、各担当者からご案内させていただきます。

資料のご準備の目途……11月初旬から中旬頃までにはお願いします。

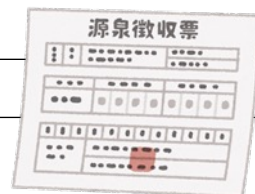
必要書類については、2ページに掲載していますが、何かご不明な点やご確認事項については、遠慮なく弊所までお問い合わせください。

年末調整の必要書類



1	令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (マル扶)	
2	令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書 (マル保) <下記の証明書類は、申告書とともに原本のご提出をお願いいたします。> ・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書 ・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書 ・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの	} 10月末頃までに郵送されてきます
3	令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所)	

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。



4	今年度に入社した人は、 前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和5年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、 確定申告 が必要となります。

年末調整の変更点

令和5年分の年末調整で使用する国税庁の各種年末調整関係書類については、年度修正等のみとなっていますが、下記事項については変更があります。

◆ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和5年1月より、日本国外に住む子や親など(以下、国外居住親族)を扶養している場合の扶養控除の対象者については、範囲が改正されています。事業者は、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(以下、マル扶)にチェックが付された次の項目別に、書類を確認します。

特にマル扶を提出する給与受給者側が、年齢30歳以上70歳未満の扶養親族に該当する国外居住親族へ、生活費等に充てるため年38万円以上の送金をしているとして、「38万円以上の支払」欄にチェックを付したときは、年末調整時期に提出等する送金関係書類は、合計で“38万円以上”となる点に注意しましょう。

マル扶のチェック項目	マル扶受領時	年末調整実施時
16歳以上30歳未満又は70歳以上	親族関係書類	送金関係書類
留学	親族関係書類及び留学ビザ等書類	送金関係書類
障害者	親族関係書類	送金関係書類
38万円以上の支払	親族関係書類	38万円以上の送金関係書類

◆ 令和4年居住開始の住宅ローン控除

令和4年居住開始の住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除)は旧制度と新制度のいずれかの適用となります。新旧の適用誤りにご注意ください。

そのほか、マイナポータル連携を利用した控除証明書等の電子データの取得範囲が、10月から拡大します。

新築/一般住宅	旧制度(特別特例取得)	新制度
借入限度額	4,000万円	3,000万円
控除率	当初10年…1% 11~13年…最高1%	0.7%
合計所得金額要件	3,000万円以下*	2,000万円以下*

(※)床面積40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下

8月の企業倒産が、コロナ後で最大の54%増

◆ ゼロゼロ融資の返済が開始

ゼロゼロ融資や社保猶予などのコロナ特例が終了し、政策で抑え込んできた企業倒産が急増しているようです。東京商工リサーチが、先月発表した8月の倒産件数は760件で、前年同月比の伸び率は、新型コロナウイルスの感染拡大後で最大の54%になりました。今年になってからの1月～8月の累計でも、37%も増えています。

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)や社会保険料の納付猶予などの資金繰り支援の特例がなくなり、一転して企業の資金繰りに対して重荷になっていることが一因かもしれません。

東京商工リサーチによると、ゼロゼロ融資を利用した企業の倒産は、今年1～8月に440件で、前年同期比で8割も増えています。

ゼロゼロ融資は、当初の3年間は利払いを免除し、元本の返済も最長5年間は先送りできる制度で、2020年5月に金融機関が取り扱いを始めていたものです。その際に、元本の返済開始を利払いの免除期間と同じ3年後に設定した企業が多いため、今年7月から2024年4月に、返済を開始している企業が多くなっており、約5万社がこの7月から返済開始となっているようです。

このゼロゼロ融資は、コロナ禍において倒産抑制に効果を発揮しましたが、債務が膨張するという副作用ももたらしています。中小企業(資本金1億円未満)における2022年度末の長期借入残高は157兆円もあります。これは、コロナ禍前の2019年度末から比べると25兆円も増えています。この金額は、中小企業全体の経常利益7年分に相当するもので、さらに小規模な資本金1,000万円未満の企業に限定してみると、経常利益13年分にもなる規模まで膨れ上がっています。

◆ 社会保険料の納付猶予も期限切れ

ゼロゼロ融資の返済とともに資金繰りを悪化させる要因として、健康保険や厚生年金など社会保険料の納付猶予の期限切れがあります。コロナ禍の特例で、2020年4月に猶予期間を最長3年に延ばしていましたが、今年に入り期限が切れ、未納分の支払いが始まっているからです。

社会保険料の未納分は分割払ができますが、猶予期間が終われば、毎月の社会保険料にさらに分割分が上乘せられるため、支払額は一気に増えてしまいます。

社会保険料を滞納する事業所は、全国で約14万件あります。この滞納者に対して、日本年金機構が差し押さえ処分したのは、2022年度で2万7,784事業所と前年度の4倍に急増しています。

社会保険料や税金の滞納が引き金になった倒産は急増しており、社会保険料には猶予以外の救済策がないため、滞納をきっかけとした倒産は今後もさらに増える見通しです。



「年収の壁」問題

年収が一定額を超えると、パート労働者らの手取りが減る「年収の壁」問題を巡り、厚生労働省は年収130万円を超えても連続2年までなら扶養にとどまれるようにする方針を決めました。

2025年に予定する5年に1度の年金制度改正までのつなぎ措置とし、この10月から実施されます。

厚生年金の適用基準となる106万円の壁への対策も講じられます。扶養から外れた労働者の社会保険料を、手当の支払いなどで支援した企業に新たに助成する予定です。この場合の手当は社会保険料の算定対象となる標準報酬月額には含めない方針です。

厚生年金の被保険者に扶養されている従業員100人以下の企業のパート労働者らは現在、年収が130万円を超えると社会保険料を自ら払う必要がでてきます。

年収が130万円を超えても扶養にとどまれるようにするため、厚生労働省は、雇用主が一時的な収入増だと証明したうえで、健康保険組合などが個別に判断できる仕組みをとり入れます。この手続きのための書類作成も簡素にし、雇用主らの負担軽減措置も講じる見込みです。

このいわゆる「年収の壁」を超えた場合の手取りの減少を避けるため、年末になると労働時間を調整するパート労働者が多く見受けられます。こうした壁を越えないようにするため、労働者が年末にかけて働く時間を調整することが、人手不足を加速させる一因になっています。130万円の壁に関しては、これまでも、一時的な収入増であれば、過去の給与などを勘案して扶養にとどまることが可能でしたが、厚生労働省は具体的な要件を明示していなかったため、ほとんど活用されていませんでした。

また、106万円の壁は、従業員が101人以上の規模である比較的大きな企業で働くパート労働者らに、社会保険料の負担が生じる境目となっています。厚生労働省は、この壁を越えても、手取りが減らないように賃上げをしたり、勤務時間を延ばしたりした企業には、1人あたり最大で50万円を助成する方針です。

ただし、今回はあくまで時限措置との位置づけで、抜本的な改革が避けられない状況は変わっていません。

税や社会保険の負担は年収によって異なる	
年収	負担内容
103万円	所得税が発生
106万円	従業員101人以上の企業では厚生年金・健康保険の適用対象となり社会保険料が発生
130万円	従業員100人以下の企業では配偶者の社会保険の扶養対象外となり社会保険料が発生
150万円	配偶者の特別控除が減少する

(日本経済新聞より抜粋)

ステルスマーケティングの規制開始

10月1日から、ステルスマーケティング(以下、ステマ)の規制が始まりました。ステマとは、消費者に宣伝と気付かれないような広告・宣伝行為で、不当表示として景品表示法違反になります。

◆ なぜ規制されるのか？

SNSのレビューやインターネットの口コミは、購入者の客観的な感想にみえますが、中には商品等を供給する事業者(以下、広告主)の依頼による高評価レビューや、広告主自らが第三者を装った意図的な投稿もあります。これらは実質「広告・宣伝行為」です。

消費者がその投稿を単なる「感想」と誤認すると、意図的な高評価や誇張・誇大をそのまま受け取ってしまい、正しく商品やサービスを判断することができなくなるかもしれません。

◆ どんな投稿がステマになるの？

今回規制されるのは「実は広告なのに、消費者には広告だと分からないもの」です。

広告主がその投稿内容の決定に関与したと認められる(第三者の自主的な意思による投稿内容とはいえない)場合は広告に該当し、ステマとして規制の対象になります。下記にステマとなる例をいくつかご紹介します。

〔例1〕 広告主が第三者になりすまして投稿

- 商品の販売担当者や役員、管理職等、従業員や子会社も含め、その商品の関係者(以下、商品関係者)が、認知度向上や販売促進目的で商品画像や紹介文を、第三者になりすまして SNS に投稿
- 商品関係者が「自社商品と比べると競合商品が劣っている」等の誹謗中傷を、第三者になりすまして 口コミサイトに投稿

〔例2〕 広告主の依頼・指示により、第三者が投稿

- 広告主がインフルエンサーに商品の特徴等を伝え、それに沿った内容でインフルエンサーがSNS に投稿
- 広告主からの依頼により、購入者や不正レビューを集めるブローカーが評価を上げるレビューを投稿
- アフィリエイト広告を使う際、アフィリエイトに委託して自社商品を表示
- 広告主からの依頼により、他の事業者が広告主の商品と比較した競合商品の低評価を投稿

〔例3〕 広告主ははっきりとは宣伝依頼をしていないが、第三者が広告主の方針に沿って投稿

- 広告主が第三者に無償で商品を提供し投稿依頼した結果、第三者が広告主の方針に沿う内容を投稿
- 広告主が第三者に、対価や商品提供等の経済上の利益をちらつかせ、第三者がその商品について投稿

一方で、商品の無償提供があった場合でも、第三者が自主的な意思で投稿したものであれば、ステマ規制の対象にはなりません。

◆ 違反した場合の措置

規制の対象はあくまで広告主です。依頼を受けたインフルエンサー等の第三者や、表示サイトの運営者は、規制の対象にはなりません。

違反行為が認められた場合、課徴金はかかりませんが、広告主に対し、表示の差し止めや違反したことの周知などの措置命令が行われ、その内容が公表されることになります。

テレワークの実施状況

総務省が公表した「令和4年就業構造基本調査」によると、全国でテレワークを実施した有業者は、1,265万人で、その実施割合は、19.1%でした。なお、その実施の頻度は、20%未満が654万人となっており、その普及率はまだまだといった状況です。

都道府県別にみると、東京都が330万人で最も多く、その実施割合も40.2%となっています。この東京都の実施割合はダントツで、2位の神奈川県が30.3%、3位の千葉県が24.2%であることから明らかです。埼玉県を含めた首都圏では20%を超える実施割合ですが、その他の都道府県では20%超のところはなく、最も低い鳥取県においては、2.2%となっており、大きく離れています。地域ごとの特性や働き方があるのでどちらがよいとは言えませんが、今後の参考にしてください。

10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月10日(火)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月16日(月)
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納付期限 } 10月31日(火)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

今月の名言録

人間の脳波を止めてしまう言葉 ～ 植松努(株)植松電機代表取締役) ～



夢というのは自分で好きなことをやってみたいという思いでしょうね。
だったらやったらいい。それだけの話です。好きなことをしっかり持つには感動が一番です。
「やってみたい」「すごい」という心があれば、夢はいくらでも見つかると思いますよ。
でも、その時にできない理由をいくつも思いついてしまうんですね。
そして、そのできない理由すら考えなくなる最悪の言葉が「どうせ無理」なんです。
この言葉が人間の脳波を止めてしまう。思考が止まると楽ですが、それだと何も始まらない。
「どうせ無理」ではなく、「だったらこうしたらできる」と頭を切り替えて考え続けることで道は拓けると思います。
ただモチベーションはやる気だけで高まるものではないんですね。
物事に挑戦し、それを諦められない理由が、僕の場合は火事場の馬鹿力の源になっています。
僕は「どうせ無理」という言葉が大嫌いです。
この言葉が人の可能性を奪い、その連鎖が正しくて優しくて弱い子供たちに向かうと知っていますからね。
繰り返すようですが、僕は「どうせ無理」という言葉をこの世からなくしたい一念で宇宙開発をしています。
目の前の壁が大きいほど、その思いは強くなります。だから、毎日火事場の馬鹿力を出すことができるんだと思います。
開発の世界ではゼロから一を生み出すという大変難しい問題に挑戦することもありますね。これは一を二にしたり三にしたりというのとは比較にならない難しさです。その時、従来のやり方を維持しようとしたら負けが始まるんです。
過去のノウハウばかりでなく時に自分自身すら否定してしまって「これでいいのか」と本気で動き出す時に、ゼロから一が生まれるのだと思います。いまの日本に必要なのは、その執念と元気なのではないでしょうか。
(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」 致知出版社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

